

第 6 期第 2 回福岡市男女共同参画審議会（平成 27 年 3 月 20 日）

次期基本計画の策定について

1. 次期男女共同参画基本計画の枠組みについて（案）

（1）名称

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）（以下「第3次基本計画」という。）とする。

（2）計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

（3）第3次基本計画策定の視点

- ①社会経済情勢の変化に適切に対応する。
- ②解決できていない課題に取り組み、あらゆる分野での女性の参画を進める。
- ③多様な人材の活用、多様な視点の導入を図り、将来にわたって豊かで活力に富んだ持続可能な社会を構築する。

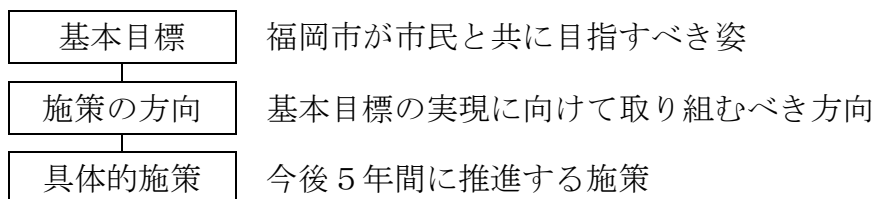
【 解決できていない課題（第2次基本計画策定時）】

- ・根強く残る固定的性別役割分担意識
- ・増加するDV相談、深刻化するDVの被害
- ・低い市内企業のワーク・ライフ・バランス認知度
- ・解消しない女性のM字カーブ
- ・政策・方針決定過程への女性の参画は不十分

（4）体系

① 体系の構成

第2次基本計画の枠組みを継続する。



② 基本目標

第2次基本計画の6つの基本目標を継続する。

③ 施策の方向及び具体的施策

第2次基本計画をベースに、今後検討する。

④ DV基本計画

第2次基本計画と同様に、基本目標2の施策の方向1をDV防止法に基づく市町村基本計画に位置付ける。

⑤ 女性の活躍推進計画（仮称）

現在、国会に法案が提出されている「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」において、市町村は「市町村推進計画」の策定を努力義務とされているため、新たに基本目標5の施策の方向の1つを「市町村推進計画」に位置づける。

【参考】

- ・第2次基本計画 体系表（P3～4）
- ・(内閣府資料) 第4次男女共同参画基本計画の策定スケジュール・検討体制（P5）
- ・(内閣府資料) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の概要（P6）

(5) 数値目標等

別紙「数値目標（案）について」（P7）

別紙「参考指標（案）について」（P8）

(6) 重点的に取り組む施策

第2次基本計画では4つの項目を設けている。

第3次基本計画では、設定するかどうかを含め、今後検討する。

(7) 検討課題

別紙「次期計画における検討課題（案）」（P9～10）

(8) 進行管理

第3次基本計画の進行管理については、計画策定後に検討する。

福岡市男女共同参画基本計画（第2次）体系表

| 基本目標 | 施策の方向 | 具体的施策 | |
|--------------------------------------|--|-------|-----------------------------------|
| 1 男女平等意識が浸透した社会を目指します | 1 男女平等教育の推進 | 1 | 学校教育における男女平等教育の推進 |
| | | 2 | 教育に携わる者への研修の充実 |
| | 2 男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開 | 3 | 男女共同参画推進センターにおける取組の推進 |
| | | 4 | 拠点施設としての支援の充実 |
| | | 5 | 区役所、人権啓発センター、婦人会館、市民センターにおける取組の推進 |
| | | 6 | 公民館における取組の推進 |
| | | 7 | 男女共同参画に関する調査・研究 |
| | | 8 | 男女共同参画に関する広報と情報提供 |
| | 3 市民等との連携・共働の推進 | 9 | 市民団体、NPO、自治協議会等との連携・共働 |
| | | 10 | 大学との連携 |
| | | 11 | 報道機関との連携 |
| | 4 国際理解・交流の推進 | 12 | 男女平等に関する国際理解の推進 |
| | | 13 | 在住外国人女性への支援 |
| 2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重される社会を目指します | 1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 (福岡市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画) | 14 | 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 |
| | | 15 | 相談体制の充実 |
| | | 16 | 保護体制の充実 |
| | | 17 | 被害者の自立のための支援 |
| | | 18 | 関係団体との連携 |
| | 2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止 | 19 | セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発 |
| | | 20 | 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止 |
| | | 21 | 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 |
| | | 22 | 相談の充実 |
| | | 23 | 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援 |
| | 3 生涯にわたる健康支援 | 24 | 青少年への意識啓発 |
| | | 25 | 母性機能の社会的重要性に関する認識の浸透 |
| | | 26 | 出産前後の女性の健康管理の支援 |
| | | 27 | ライフステージに応じた心身の健康管理の支援 |

：【重点的に取り組む施策】

| 基本目標 | 施策の方向 | 具体的施策 | |
|---|------------------------------------|-------------------|-------------------------|
| <p>3</p> <p>男女が共に仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します</p> | <p>1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</p> | 28 | 企業等への広報・啓発 |
| | | 29 | 育児・介護休業制度に関する広報と情報提供 |
| | | 30 | 仕事と生活の調和のとれた生き方の普及 |
| | | 31 | 市役所における育児・介護休業中の男女への支援 |
| | <p>2 男性の家庭・地域への参画促進</p> | 32 | 男性への意識啓発 |
| | | 33 | 男性の家庭生活や地域活動への参画促進 |
| | | 34 | 生活的自立のための学習機会の提供 |
| | <p>3 子育て・介護支援の充実</p> | 35 | 多様なニーズに対応した子育て支援の充実 |
| | | 36 | 子育てしやすい環境づくり |
| | | 37 | 介護支援の充実 |
| <p>4 ひとり親家庭への支援の充実</p> | 38 | 相談の充実 | |
| | 39 | ひとり親家庭の自立促進と生活の安定 | |
| <p>4</p> <p>社会に参画できる社会を目指します</p> | <p>1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進</p> | 40 | 審議会等への女性の参画促進 |
| | | 41 | 市役所における男女共同参画の推進 |
| | <p>2 あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進</p> | 42 | 企業における女性の参画促進 |
| | | 43 | 農林水産業の分野における女性の参画促進 |
| <p>5</p> <p>働く場において男女が対等に参画できる社会を目指します</p> | <p>1 男女の均等な機会と待遇確保</p> | 44 | 企業等への広報・啓発 |
| | | 45 | 男女共同参画推進に取り組む企業の事例紹介 |
| | <p>2 働く女性への支援</p> | 46 | 働く女性への労働に関する広報と情報提供 |
| | | 47 | 働く女性の能力開発のための研修の実施 |
| | | 48 | 働く女性の交流の場の提供 |
| | | 49 | 相談の充実 |
| | <p>3 女性の就業支援</p> | 50 | 就業意識の啓発と職業能力の向上 |
| | | 51 | 女性の起業支援 |
| | | 52 | 再就職への支援 |
| <p>6</p> <p>地域に暮らす女性が目指す社会</p> | <p>1 地域における男女共同参画意識の浸透</p> | 53 | 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進 |
| | | 54 | 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透 |
| | <p>2 地域における男女共同参画推進活動の支援</p> | 55 | 男女共同参画協議会等の活動支援 |
| | <p>3 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進</p> | 56 | 自治協議会等への女性役員の参画促進 |
| | | 57 | 地域の女性リーダー育成と活躍支援 |

(内閣府資料)

第4次男女共同参画基本計画の策定スケジュール・検討体制

1 概要

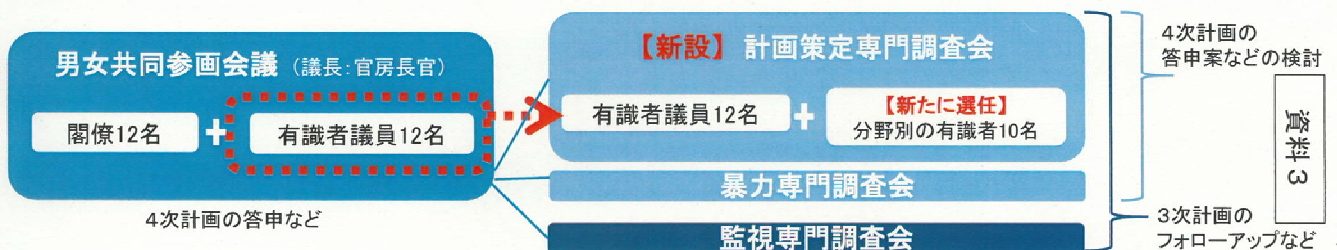
- 現行の3次計画を平成27年12月を目途に改定
- 平成26年10月に、内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し、4次計画の策定に向けた「基本的な考え方」を諮問し、検討を開始



2 スケジュール

- | | | |
|--------|-------|-----------------------------|
| 《26年度》 | 10月 | ・ 「 基本的な考え方 」諮問 |
| | 11～1月 | ・ 「3次計画」のフォローアップ |
| | 1月～ | ・ 「基本的な考え方(素案)」の検討 |
| 《27年度》 | 5月 | ・ 「 基本的な考え方(素案) 」の決定 |
| | 7月 | ・ 「 基本的な考え方 」答申 |
| | 12月 | ・ 「 4次計画 」諮問・答申→閣議決定 |

3 検討体制



(内閣府資料)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。

そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)。

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
- 女性の活躍に関する情報の公表(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

数値目標（案）について

① 社会全体での男女の地位の平等感

第2次基本計画では、目標値を30%として取り組んできたが、初期値【H20意識調査】13.0%（女性9.6%，男性18.3%）に対し、現状値【H25意識調査】14.3%（女性9.8%，男性21.2%）とほとんど上昇していない。よって、引き続き第3次基本計画においても数値目標とする。

第3次基本計画目標値：30%（据え置き）

② 《新規》「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人の割合

市総合計画において、H34年度までの目標値が女性80%，男性75%となっており、現状値は【H25意識調査】47.5%（女性51.1%，男性42.0%）である。

上記を踏まえ、第3次基本計画において、新たに数値目標を設定する。

第3次基本計画目標値：女性75% 男性70%

③ 審議会等への女性の参画率

第2次基本計画では、目標値を35%として取り組んできたが、初期値【H22.6.1時点】28.9%に対し、現状値【H26.6.1時点】29.8%であり、目標値達成は厳しい状況である。

現在、参画率については、行政委員会と法律・条例に基づいて設置しているものを合わせた数値を目標値に設定しているが、他の自治体の設定状況等も鑑み、第3次基本計画からは行政委員会を除く等の（実情に合わせた）整理をした上で算出することとする。

ただし、行政委員会への女性の参画についてもこれまでと同様、引き続き促進を図っていく。

第3次基本計画目標値：40%（行政委員会を除く等，整理）

④ 市職員の女性登用の目標値（総務企画局と検討中）

第2次基本計画では、役付職員に占める女性の割合20%以上を達成するため、「総括主任級職員のうち30歳代の職員に占める女性の割合と同年代の職員全体に占める女性の割合とが同等になること」を目標として取り組んできたが、それぞれ現状値【H26.7.1時点】46.6%，49.7%とほぼ達成しつつあるため、新たな数値目標の設定について検討を行っている。

⑤ 《新規》企業における女性管理職比率

市総合計画において、H34年度までの目標値が12%となっており、現状値は【H26労働実態調査】9.1%（速報値）である。

上記を踏まえ、第3次基本計画において、新たに数値目標を設定する。

第3次基本計画目標値：12%

参考指標（案）について

第2次基本計画に引き続き、基本計画の進捗状況をわかりやすく示す指標として、参考指標を設定する。参考指標の項目は、以下のとおり変更する。

| 区 分 | 参 考 指 標 |
|--------|---|
| 基本目標 1 | <p>《削除》「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人の割合 現状値（H25） 女性 51.1% 男性 42.0% 全体 47.5%</p> <p>※市総合計画目標値(H34) 女性 80%男性 75% <中間目標値(H28) 女性 70%男性 65%></p> <p>参考指標→数値目標設定へ</p> |
| 基本目標 2 | <p>《継続》配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合 現状値（H25） 精神的暴力：女性 40.4% 男性 26.3% 身体的暴力：女性 15.3% 男性 6.1% 性的暴力：女性 20.8% 男性 5.2%</p> <p>《継続》配偶者等から暴力を受けた際、我慢した人の割合 現状値（H25） 女性 43.8% 男性 48.7%</p> |
| 基本目標 3 | <p>《継続》家庭生活における男女の平等感（平等と感じる人の割合） 現状値（H25） 女性 23.3% 男性 39.9% 全体 29.7%</p> <p>《継続》男性も育児休業，介護休業，子の看護休暇を積極的に取得すべきと考える人の割合 現状値（H25） 女性 21.4% 男性 20.4% 全体 21.0%</p> <p>《継続》男性も育児休業，介護休業，子の看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらと思う人の割合 現状値（H25） 女性 65.4% 男性 60.5% 全体 63.4%</p> |
| 基本目標 5 | <p>《継続》職場における男女の平等感（平等と感じる人の割合） 現状値（H25） 女性 15.9% 男性 23.1% 全体 18.6%</p> <p>《変更》女性の年齢階級別の労働力率・潜在的労働力率 →25歳から44歳までの女性の就業率 現状値（H24） 70.3%</p> <p>※市総合計画目標値（H34） 75% <中間目標値（H29） 70%></p> <p>→数値の把握可能年の関係から、数値目標は設定しない</p> |
| 基本目標 6 | <p>《継続》地域における女性の参画状況 現状値（H26） 18.4%</p> |

次期計画における検討課題（案）

①女性の活躍推進

《背景》

本市では26年度に女性の活躍推進担当を配置し、力を入れて取り組んでいる。

女性の活躍推進は国の成長戦略の中核に位置付けられ、現在法案が国会に提出されている。法案では自治体の推進計画策定が努力義務とされ、男女共同参画基本計画の一部に位置付けることも可能となっている。（3/6 内閣府 男女共同参画主管課長等会議にて確認）

女性活躍推進法の国会通過時期を見極めつつ、第3次計画にどのように盛り込むか検討が必要である。

現在の具体的施策

- ・企業における女性の参画促進
- ・働く女性への労働に関する広報と情報提供
- ・働く女性の能力開発のための研修の実施
- ・働く女性の交流の場の提供
- ・相談の充実
- ・就業意識の啓発と職業能力の向上
- ・女性の起業支援
- ・再就職への支援

②男性の家庭・地域への参画促進

《背景》

現在の第2次基本計画では、基本目標3の施策の方向として、男性の家庭・地域への参画促進を位置付けているが、近年、男性の介護や働き方の見直し等、男性を取り巻く問題が増えてきており、男女共同参画の観点から取り組むべき課題も多い。

国の第4次基本計画の検討資料においては、「男性」の視点を計画全体にわたる横断的視点に位置付けるとされており、今後の国の動向に留意しつつ検討する。

現在の具体的施策

- ・男性への意識啓発
- ・男性の家庭生活や地域への参画促進
- ・生活の自立のための学習機会の提供

新しい要素

- ・男性管理職の意識啓発 ※国の第3次基本計画より
- ・男性の相談体制の確立 ※国の第3次基本計画より
- ・退職者等の地域への円滑な参画支援 ※国の第3次基本計画より
（孫育ての応援、地域デビューの支援等）

③地域における男女共同参画の推進

《背景》

地域における男女共同参画の位置付けが分かりにくい、各校区の男女共同参画協議会の活動内容について、市がもっと具体的な事例を示す等すべきとの意見が聞かれるようになった。

その一方で、現在「地域のまち・絆づくり検討委員会」で地域コミュニティとの共働のあり方の見直しが行われている。

結論は27年度末に出る予定で、第3次基本計画策定と同時期となるため、審議の動向に留意する必要がある。

また、防災（特に地域の）における男女共同参画推進について、東日本大震災以降、その必要性がクローズアップされている。

現在の具体的施策

- ・地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進
- ・自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透
- ・男女共同参画協議会等の活動支援
- ・自治協議会等への女性役員の参画推進
- ・地域の女性リーダー育成と活躍支援

新しい要素

- ・防災における男女共同参画の推進 ※国の第3次基本計画より

④DV防止のための教育等の充実

《背景》

DVによる被害者・加害者を生まないために、若年期からの教育は重要であり、発達段階に応じた取り組みが必要である。

本市では、学校教育において男女平等教育において取り組んでいるが、DVへの理解が十分とは言えない。

また、若者における交際相手からの暴力の防止については、ネットなどへの勝手な書き込みなど、デジタル暴力も問題になっており、コミュニケーション手段の急速な変化の中、教育における取り組みの強化が必要である。

現在の具体的施策

- ・高校生のためのデートDV防止教育講演会

2. 部会の設置について

(1) 部会の設置及び構成について（案）

| 委員数 | 審議項目 (基本目標) | 部 会 名 |
|---------|----------------|------------------------|
| 部会1（6名） | 基本目標1・6 | 男女平等教育・地域支援部会 |
| 部会2（6名） | 基本目標2・4 | DV防止・政策方針への参画促進部会 |
| 部会3（6名） | 基本目標3・5 | ワーク・ライフ・バランス・女性の活躍促進部会 |

※各部会では、担当する基本目標の第3次基本計画（案）及び第2次基本計画の進行管理について審議し、部会案を決定する。

※審議会（全体）では、各部会から部会案を報告した後、全体で審議し、審議会意見を決定する。

※第3次基本計画の総論（体系、数値目標等、基本目標以外の部分）については、審議会（全体）で審議する。（部会では審議しない）

(2) 部会の進め方

| 日時・場所 | 会 議 | 審 議 内 容 |
|---|---------------------|--|
| 7 / ● 14:00~ 1504 会議室 | 審議会 | ○第3次基本計画（案）について （総論：体系、数値目標等） ○第2次基本計画の進行管理について（全体説明） |
| 7 / ● 審議会終了後 1503 会議室 1504 会議室 1505 会議室 | 部 会 (3部会) 1回目 | ○第3次基本計画（案）について（各論：基本目標） ○重点評価項目の審議・評価（平成26年度実績） |
| 7 / ● 時間、場所 は今後調整 | 部 会 (3部会) 2回目 | ○第3次基本計画（案）について（各論：基本目標） ○重点評価項目の審議・評価（平成26年度実績） |
| 7 / ● 時間、場所 は今後調整 | 部 会 (3部会) 3回目 | ○第3次基本計画（案）について（各論：基本目標） ※部会案決定 ○第2次基本計画の総合評価（平成23～26年度） |
| 8 / ● 14:00~ 1504 会議室 | 審議会 | ○3部会における審議報告 ①第3次基本計画（案）（各論：基本目標） ②重点評価項目の審議・評価（平成26年度実績） ③第2次基本計画の総合評価（平成23～26年度） ○第2次基本計画に対する審議会評価について（最終評価） ①総合評価、②26年度実績 ○第3次基本計画（案）について（原案確定） |

3. 今後のスケジュール（案）

| 時期 | 主な予定事項 | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|------------------------|-----|------------------------|--|-----|-----------|--|-----|-----------|--|-----|-------------|
| 4～6月 | 市役所内（関係各課）の意見等取りまとめ 男女共同参画推進協議会 幹事会の開催 地域の意見等取りまとめ（対象：男女共同参画協議会及び自治協議会を予定） | | | | | | | | | | | | |
| 7～8月 | 審議会（3～4回） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>1回目</td> <td>7月6日（月曜日）14：00～</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2回目</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3回目</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4回目</td> <td>8月下旬</td> </tr> </table> ※審議事項：①次期計画の策定について ②現行の基本計画の進行管理・評価 | { | 1回目 | 7月6日（月曜日）14：00～ | | 2回目 | 未定 | | 3回目 | 未定 | | 4回目 | 8月下旬 |
| { | 1回目 | 7月6日（月曜日）14：00～ | | | | | | | | | | | |
| | 2回目 | 未定 | | | | | | | | | | | |
| | 3回目 | 未定 | | | | | | | | | | | |
| | 4回目 | 8月下旬 | | | | | | | | | | | |
| 9月 | 議会中間報告に向けた市役所内の調整 男女共同参画推進協議会（市役所の推進体制）及び同幹事会の開催 議会への中間報告（9月議会） | | | | | | | | | | | | |
| 10～11月 | パブリックコメント 地域の意見等取りまとめ（対象：男女共同参画協議会及び自治協議会を予定） | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | 事務局によるパブリックコメントを踏まえた最終案の準備 | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | 審議会による審議 ※審議事項：①パブリックコメント回答案 ②答申案 等 | | | | | | | | | | | | |
| 2月 | パブリックコメント回答 答申 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）策定 議会へ報告 | | | | | | | | | | | | |